

意見案第6号

子ども・子育て支援新制度に対する意見書

平成27年4月、「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が施行された。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」を目指しているが、財源確保も含めていまだ十分とは言えない現状である。

よって、国においては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 どの地域においてもひとしく安心して子育てができるよう、国の責任において新制度を円滑に施行するための財源を確保すること。
- 2 保育所の運営については、保育士の配置基準・賃金水準のさらなる見直しなど、勤務環境や処遇の改善が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 3 保育料など子育てに係る経済的負担の軽減策を講ずること。特に、多子世帯に対する保育料軽減については、所得制限を緩和するなど、拡充に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連